

告 示

埼玉県告示第百三十八号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業地域

行田市北河原地内

四 作業期間

平成三十年十二月二十五日から平成三十一年三月二十九日まで